

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十三号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び総務事務課長」を「、総務事務課長及び担当監」に改める。
別表第一の三の項を次のように改める。

三 教育委員会事務局 管理部教職員課	企画調整係長	課長代理	一 当該出納員の所属する課の所 掌に属する県税外収入に係る現 金の出納及び保管
-----------------------	--------	------	---

別表第一の二十の項出納員の欄中「副館長」を「館長」に改める。

別表第三の一の項分任出納員の欄中「副館長」を「館長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の三の項の改正規定は、平成二十九年六月一日から施行する。